

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表【法制局審査中】

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係）</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 社会保険労務士が行う社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）<u>第二条第一項又は第二条の二第一項</u>に規定する役務の提供及び同法第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人が同法第二十五条の九第一項に規定する業務として行う役務の提供<u>又は同法第二十五条の九の二に規定する役務の提供</u></p> <p>二十七〜四十九（略）</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係）</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 社会保険労務士が行う社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）<u>第二条第一項</u>に規定する役務の提供及び同法第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人が同法第二十五条の九第一項に規定する業務として行う役務の提供</p> <p>二十七〜四十九（略）</p>